

terasuba本庄 スタジオ利用約款

(総 則)

1. TMO本庄が運営するterasuba本庄 スタジオ(以下「スタジオ」という。)を利用する方は、この約款に定める事項を承諾の上、順守するものとします。

(利用時間)

2. 利用時間は、機材等の搬入、搬出、後片付け等の付帯作業時間を含め、許可を得た利用時間内とします。
3. TMO本庄統括責任者(以下「管理責任者」という。)は、特段の事情がある場合は、2週間以上の猶予期間を置きあらかじめ連絡することにより、許可した時間帯の変更または、使用の一時停止を依頼することがあります。この場合、極力ご協力くださいますようお願いいたします。

(利用の申し込み)

4. スタジオの利用を希望する方は、所定の用紙に必要事項を記入しあらかじめ管理責任者の承認を得なければなりません。
5. 申し込みの受付は、利用開始月の2ヶ月前より開始し、利用開始月前月20日に終了します。
6. 利用の申し込みは先着順とします。ただし、自治体、公共団体(財団法人、社団法人、NPO法人などは除きます。)からの申し込みがあった場合は、調整をお願いする事もありますので、あらかじめご承知おきください。
7. 利用申し込みは、原則として1年単位とします。ただし、利用初年度においては、直近の3月末日までとし、以降1年を単位とした更新とします。なお、都度利用の場合は、長期利用者の予約を優先しますので、あらかじめご承知おきください。
8. 利用申し込み開始時に新規申し込みの方と更新申込の方が重複するような場合は、更新申込の方を優先します。

(利用料金)

9. 利用料金は別に定める、「スタジオ利用料金PLAN(税抜き表示)」によります。
10. 利用料金は、利用月末日で締め、翌月10日までに請求書を発行します。請求書受領月の末日までにTMO本庄指定銀行口座へ振込によりお支払いください。なお、都度利用の場合は、申込と同時に現金にて利用料金をお支払いください。

指定銀行口座 : 埼玉りそな銀行 本庄支店 普通 5002172
ティーエムオーホンジョウ

11. 振込手数料は、利用者にてご負担いただきます。
12. 指定日までにご利用料金の振り込みが確認できない場合は、翌月からのご利用をお断りする場合がございますので、ご承知おきください。

(中途解約)

13. 当初申し込みした期間内の途中で解約する場合は、使用停止月の2ヶ月前までに書面による申し出をお願いします。月の途中で解約はできません。
月の途中で実質的な利用が中断した場合であっても、書面による届け出月までの間は、通常通りの利用があったものとして請求されますのでご注意ください。
14. 利用者が、本約款に違反する行為、あるいは公序良俗に反する行為、または刑事・民事の責任に問われるような事象が発生した場合は、理由の如何を問わず即刻利用許可を取り消し、利用の中止をお願いすることがあります。この場合に生じる利用者のいかなる損害に対してもTMO本庄はその責を負いませんので、あらかじめご承知おきください。

(利用上の注意)

15. 利用者は、施設利用にあたり管理責任者の指示に従わなければなりません。
16. 利用者は、公共の利益に害する行為、通行人他、他の施設に迷惑を及ぼすような行為をしてはなりません。
17. 利用者は、危険物、有害物質、異臭を放つ恐れのあるものを持ち込んではなりません。
18. 利用者は、施設内の備品、壁などの構築物を損傷した場合は、責任をもって現状に回復しなければなりません。
19. 施設内の壁、柱、窓などに直接画びょう、粘着テープなどで掲示することを禁止します。掲示物がある場合は、別途掲示用のボードをご用意ください。
20. 利用者は、施設利用中は常に安全に配慮し、参加者その他第三者が被ったあらゆる損害に対し、自らの責任でないことが立証できる場合を除き、すべての責任を負うものとします。
21. 当施設では、原則として備品、用具等の保管はお断りします。利用者が利用に供する備品等を持ち込む場合は、原則としてその都度持ち帰るようお願いいたします。
22. 利用者は、利用中に発生した廃棄物は責任をもってお持ち帰りください。
23. 利用者は、申込書に記載した内容以外の行為をしてはいけません。
24. 利用者は施設内のテーブル、椅子、ホワイトボード、等をご自由にお使いください。ご使用後は元の場所へお戻しください。

以上

本庄市指定管理者 TMO本庄